

## 4 基準認証等関係

### (1) 基準認証等分野の基本方針

基準・規格及び検査・検定（以下「基準認証等」という。）は、経済活動のグローバル化が進んだ現在においては、企業活動や消費活動に対しても、コストの上昇や選択範囲の限定等、大きな影響を与えることとなる。このため、基準認証等の制定・運用に当たっては、国民の生命、身体、財産の保護などそれぞれの制度が本来目的としている様々な政策目的の達成に支障が生じないことを前提として、こうした諸活動への影響が可能な限り小さくなるよう配慮することが重要である。このため、基準認証等の見直しに当たっては、個々の制度について真に国が関与した仕組みとして維持する必要があるかについて抜本的な見直しを行い、国が関与した制度を維持する必要がある場合においても、行政の関与を必要最小限とする方向で以下のとおり、事業者の自己確認・自主保安を基本とした制度への移行、基準の国際統合化・性能規定化、重複検査の排除等を推進する。

行政の効率化の推進や企業コストを低減する観点から、対象分野の特性を踏まえた事後措置を整備した上で、事業者の自己確認・自主保安とすることについて検討する。一律的な自己確認・自主保安化が適当でない場合にあっては、優良な実績を有する事業場については自己確認等を認めるインセンティブ制度を検討する。

基準の内容が、技術革新に対して柔軟に対応できるよう、仕様規定となっている基準については原則としてこれをすべて性能規定化するよう検討を行う。

事業者や消費者の負担を軽減する観点から、国際規格との整合性を図るほか、外国データの受入れや国際的な相互承認を推進する。

複数の法令に基づく検査を一つの検査機関において受検することが可能となるよう、検査機関の指定要件の見直しを行う。

なお、公益法人が国から委託等、推薦等を受けて行う検査・認定等の事務・事業については、行政改革大綱の趣旨を踏まえた対応を図るものとし、行政改革大綱の方針に沿って今後策定される実施計画の策定後にあっては、同計画に基づき、所要の措置を講ずるものとする。

### (2) 上記方針に基づく措置

#### ア 横断的見直し

各府省は、本計画の策定後速やかに規制緩和推進3か年計画(再改定)に基づく基準・認証等に関する見直しの検討結果を公表するとともに、その結果を踏まえて、別紙の指針に基づく見直しを更に行う。

## イ 個別措置事項

上記アの横断的見直しを行うほか、各府省においては、行政改革推進本部規制改革委員会の規制改革についての見解の指摘等を踏まえ、別添 1 の措置を講ずる。